

〈論文〉

混合型支出税における Fisher と Andrews の類似性

白井 邦彦*

A Hybrid Approach of Fisher's Type and Andrews' Type Kunihiko Usui

Abstract

A modern expenditure tax is accepted as a hybrid type since Andrews's paper in 1974.

A hybrid expenditure tax is a mixture of the immediate deduction approach and the yield exemption approach. The former approach is a combination between Fisher's approach in 1937 and Kaldor's approach in 1955, the latter has been said to be caused by Andrews' paper in 1974. This paper point out that Fisher's approach in 1942 is equal to Andrews's approach.

はじめに

個々人の一定期間における消費総額 C にその期間における彼の純資産の変化分 ΔW の合計 Y に累進税率が課される租税は包括的所得税もしくは増加型所得税と呼ばれる。それに対して、個々人の一定期間における消費総額 C を課税ベースとしてそれに累進税率が課される租税は、直接税としての消費税であるが、支出税と呼ばれる。

支出税は個々人の消費支出総額を直接に積算して申告納税方式で実施することが大きな煩雑さを招くので、実行不可能な租税であるとされてきた。I. Fisher は 1937 年に複式簿記の原理を用いて個々人の一定期間における消費支出総額を間接的に算定する方法を考案し、これを実行可能にした。N. Kaldor は 1955 年に Fisher の方式に基づいた支出税理論の体系的な書物 *An Expenditure Tax* を公刊した。その後、インドとスリランカは Kaldor の提案の下で支出税の導入を二度試みたが、複雑であるという理由で、いずれも廃止した。

しかし、支出税を大きく簡素化する 1974 年の W. D. Andrews による正味収入免除型支出税の主張をきっかけとして、現代の支出税は、I. Fisher [1937a, b] と N. Kaldor [1955] による即時控除型支出税と、正味収入免除型支出税¹⁾との混合型支出税へと大きく変貌を遂げた。本稿は、即時控

* 亜細亜大学経済学部准教授

除型支出税、正味収入免除型支出税、混合型支出税のメカニズムを説明するとともに、すでに1942年にI. FisherがAndrewsと類似の主張をしていることを明らかにする。

1. 伝統的な包括的所得概念

能力説に基づく公平な課税は支払能力に応じた課税を要請する。支払能力の指標は、J. S. Millが1861年に資力 (means) であると指摘し²⁾、資力の尺度として、一般にG. Schanz [1896]、R. M. Haig [1921]、H. C. Simons [1938] による包括的所得概念が支持される。包括的所得概念は、一定期間における経済力の純増分あるいは一定期間の消費に期首と期末の純資産の変化分を加えたものとして定義される。*Blueprints for Basic Tax Reform* [1977] を作成したD. F. Bradford [1980] の説明を用いて示してみよう。代表的個人の第*i*期の消費を C_i 、期首の純資産を W_{i-1} 、期末の純資産を W_i とするとき、その個人の包括的所得 Y_i は次のようになる。

$$Y_i = C_i + (W_i - W_{i-1}) = C_i + \Delta W \quad (1)$$

上記(1)式は所得の概念を処分側から表現したものである。利子率を r とすると、第*i*期の資産収益は rW_{i-1} となる。資産収益以外の第*i*期の収入を E_i とすると、(1)式は次のようになる。

$$E_i + rW_{i-1} = C_i + \Delta W \quad (2)$$

上記(2)式の左辺は包括的所得概念の源泉側を示す。

厳密に言えば、(2)式には収入を得るための支出ないし費用 O 、与えた贈与遺贈財産 G_g 、取得した贈与財産 G_r を考慮に入れねばならない。これら3つを考慮に入れると、上記(2)式は次のようになる。

$$(E_i + rW_{i-1} + O) + G_r = C_i + \Delta W + G_g + O \quad (3)$$

上記(3)式は包括的所得概念を総額レベルで源泉側と処分側で示したものである。このうち左辺のカッコ内は収入を得るための支出ないし費用 O を含めた総収入を表しているので、右辺の O を左辺に移項すると、 O は相殺され、純額となる。次に、取得した贈与遺贈財産 O_r は必ず左辺の源泉側に算入されねばならない。一方、右辺の与えた贈与遺贈財産 G_g は、これを消費の一種に含める所得概念を支払能力所得概念 (ability-to-pay income concept) もしくは贈与遺贈含み所得概念 (bestowal-inclusive income concept) といい、これを消費の一種に含めない所得概念を生活水準所得概念 (standard-of-living income concept) もしくは贈与遺贈抜き所得概念 (bestowal-exclusive income concept) という。それぞれは次の式で表される。

$$E_i + rW_{i-1} + G_r = C_i + \Delta W + G_g \quad (4)$$

$$E_i + rW_{i-1} + G_r = C_i + \Delta W \quad (5)$$

ただし、法人の場合、もし法人実在説によるとするならば、法人には生きるための消費活動を必要としないので、右辺は ΔW または $\Delta W + G_g$ となる。しかしながら、税務会計上は、帰属消費取引や市場利子率の変化による発生ベースでの純資産の評価取引を避けるべきなので、実現主義や債権債務の確定主義によらざるを得ない。

2. 支出税の展開

一方、N. Kaldor [1955] は、J. S. Mill と同様に資力から出発するが、資力を費消力 (spending power) であるにとらえ、フローとしての所得とストックとしての財産の二つの要素から構成されると考える。ところが、所得と財産は次元が異なるので、単にこれらを代数的に合計しても費消力に達することはできない。仮令、所得の概念を理論的に最も優れた包括的所得概念により構築することが可能であるとしても、費消力構成要素のうち残るストックとしての財産を考慮することが不可能であるが故に、費消力としては欠陥がある。それに対して、個々人が自分の所得と財産の状況など種々の個人的事情を総合的に勘案して決定する消費決定の判断は、フローとしての所得とストックとしての財産を唯一共通の分母に還元し得る。したがって、支払能力の指標である費消力構成要素の一部である包括的所得概念よりも費消力構成要素の全部で構成される消費支出額の方が、費消し得る力そのものではないが、相対的に優れている。これが Kaldor により展開された公平性の理由による消費税の最も大きな論拠である。さらに、Kaldor は、人々が共通プールへの貢献量に課税されるよりも共通プールからの汲み取る量に課税されるほうが公平であるとする T. Hobbes の『リヴァイヤサン』[1651] の主張を引き合いに出し、国民経済への貢献である所得に課税するよりも国民経済からの恩恵に課税する消費税のほうが支持されると唱える³⁾。また、Kaldor は中立性の観点から、貯蓄の二重課税を生じないことや将来消費を不利に差別化しないことから所得税よりも消費税が支持されると主張する。

消費税は全ての財サービスを課税対象とするか否かにより一般消費税と個別消費税に分けられる。一般消費税は直接消費税と間接消費税に分けられる。間接消費税はわが国の消費税や EU の付加価値税が該当するが、直接消費税は支出税と呼ばれ、個々人の 1 年間の消費支出総額を支払能力の適切な指標とみなして累進税率等の一つの税率表を適用して課税する直接税である。貯蓄の二重課税を生じないので理想的な租税であるが、個人の 1 年間の消費支出総額の算定が執行上困難であるが故に実行不可能な租税として位置づけられていた。

複式簿記の原理を用いることにより、支出税を実行可能にしたのは I. Fisher [1937a, b] であった。Fisher は計量経済学会の会長として第 1 回大会の基調講演においてその考えを発表し、その傍聴者の一人が Kaldor であった。Fisher の考えは 1937 年の論文に始まり、第二次世界大戦中に

H. Morganthau, Jr. 財務長官による米国議会での費消税法案の基礎となった *Constructive Income Taxation* [1942] で帰結する。この法案は否決されたが、Kaldor も 1952 年に英国の英王室利潤・所得課税委員会において Fisher [1937a, b] による支出税を提案した。これも否決されたが、Kaldor は *An Expenditure Tax* [1955] において Fisher [1937a, b] による支出税の再考をしたのち、1950 年代と 1970 年代にインドとスリランカで提案し、実施することに成功したが、いずれの国も「複雑」であるという理由で支出税を廃止した。Fisher [1937a, b] による支出税は、後述するように個人々の 1 年間の貨幣による総収入を加算し、消費支出以外の貨幣による総支出を減産することにより、個人の 1 年間の消費支出総額を算定するため、即時控除型（キャッシュフロー方式、適格勘定方式または登録勘定方式）と呼ばれる。1970 年代に入り、W. D. Andrews [1974] と A. C. Warren [1975] は、利子率と税率が変化しない短期間に限り、資産の購入支出と将来の資産収益、借入金収入と借入金の元利返済額が現在価値で等しいとみなすことができるので、労働所得等の課税ベースから資産の購入支出と借入金収入を加減せず、将来の資産収益と借入金の元利返済額を加減しなくとも、即時控除型支出税の課税ベースと等価の正味収入免除型（前納方式、非登録勘定方式）支出税の存在を見出した。これは再投資する限り資本所得を永久に免税し、労働所得のみに課税することとなり、同一税率の下で労働所得税と消費税が等価であることを示した。Hall = Rabushka [1985] は、既存の個人所得税と法人所得税に代えて、賃金給料などの労働所得を主な対象とする大きな免税を伴う正味収入免除型に基づく個人賃金税（The Individual Wage Tax）と、労働所得以外の全ての所得を対象とする即時控除型に基づくビジネス税（Business Tax）を導入し、いずれも最大の税収をもたらす 19% という一本の税率で課税する簡素なフラット税を提案した。以後、支出税に関する議論は、正味収入免除型支出税と即時控除型支出税を組み合わせた混合型支出税を中心として展開されることとなった。

(1) Fisher [1937a, b] の即時控除方式支出税

支出税の原点は I. Fisher [1937] が考案した即時控除型による支出税であり、これがその後の支出税論が展開される出発点である。Fisher は資本不可侵の観点から貯蓄の二重課税を引き起こす所得税を非難し、貯蓄控除後の所得こそが真の所得であると主張し、A. Marshall, A. C. Pigou, J. M. Keynes と同様に直接消費税としての支出税を支持する。しかしながら、Fisher がそれまでの学者と異なっていたのは、複式簿記の原理と、貨幣による消費支出が個人々の心体（body-mind）に便益または効用をもたらす真の所得（心理所得）の貨幣的近似値であるという考え方に基づいて、それまで実行不可能とされていた個人の一定期間における消費支出の間接的な算定方法を考案し、Kaldor 以降の支出税論の発展に貢献したことである。ここで Fisher の考え方を簡単に見てみよう。

いま代表的な個人について、一定期間における給料、賃金等の労働の対価としての貨幣を ΣM_w 、賃貸料収入、個人企業や専門的職業の報酬、借入金収入、受取利息及び配当金、資産の売却収入、贈与・遺贈により取得した貨幣を ΣM_r 、出資金、貸付金、資産の購入支出、経費支出支払利息及び

配当金の貨幣を ΣM_d 、その個人の一定期間の消費支出を ΣM_s 、資金勘定の借方合計（貨幣収入合計）を ΣM_w 、資金勘定の貸方合計（貨幣支出合計）を ΣM_{cr} 、住宅・自動車・家財の3つの耐久消費財の使用価値からその期間にその耐久消費財に費やした貨幣を差し引いた総使用・費用差異を c とするとき、次の関係が成立する。ただし、 c の使用価値は取得原価を耐用期間内でその期間に割り当てられる減価償却費として計算されるので、耐久消費財の取得年度は負となる。

$$\Sigma M_r + \Sigma M_w - \Sigma M_{ab} = 0$$

$$\Sigma M_d + \Sigma M_s - \Sigma M_{cr} = 0$$

$$\Sigma M_{cr} - \Sigma M_{ab} = m$$

ここで $m > 0$ のとき、資金勘定の貸方残高（支出超過額）であり、このとき、Fisher の即時控除方式による支出税の課税ベース I_s は次のようになる。

$$I_s = \Sigma M_s + c = \Sigma M_w + (\Sigma M_r - \Sigma M_d) + m + c \quad (6)$$

次に、 c は耐久消費財の調整項目であり、使用・費用差異である。Fisher が取り上げた耐久消費財は、住宅 c_h 、家財 c_f 、自動車 c_a の3つであり、これら3つの合計が総使用・費用差異 c である。これらがしめすように、耐久消費財は使用期間が長期にわたるので、それぞれの購入価格（住宅 C_h 、家財 C_f 、自動車 C_a ）に、それぞれの耐用年数に基づく乗数（減価償却率）（住宅 h 、家財 f 、自動車 a ）と使用期間割合（ h' 、 f' 、 a' ）を乗じた値から、その年度中にその耐久消費財に費やされたそれぞれの貨幣支出（住宅 M_h 、家財 M_f 、自動車 M_a ）を差し引いて求められる。

$$\text{総使用・費用差異 } c = c_h + c_f + c_a$$

$$\text{住宅の使用・費用差異 } c_h = h'hC_h - M_h$$

$$\text{家財の使用・費用差異 } c_f = f'fC_f - M_f$$

$$\text{自動車の使用・費用差異 } c_a = a'aC_a - M_a$$

その結果、次の通り、間接的に支出税の課税ベースを算定することができる。

$$\Sigma M_s + c = (\Sigma M_r - \Sigma M_d) + \Sigma M_w + m + c \quad (7)$$

これが、Fisher が 1937 年に考案した即時控除型支出税の課税ベースの計算構造である。Fisher は個々人の一定期間における消費総額を算定するのに、費消に用いられた総額（年初現金預金残高とキャッシュフロー所得の合計）と費消されなかった総額（年末現金預金残高）の2つの情報だけを要するとしたが、Kaldor が提唱した支出税は現金預金残高のほか、純資産の残高も必要とした。純資産の残高管理を除き、両者は本質的に同じであるとみなすことができる。それ故、即時控除型

支出税は、Fisher [1937a, b]・Kaldor [1955] 型支出税である。

(2) 正味収入免除型支出税

正味収入免除型支出税は、購入資産などの支出を現在の支出税の課税ベースから控除せずに課税するが、その代わりにその資産が将来もたらす収益に課税せずに課税免除する原理であり、利子率と税率不変等の一定条件の下で、即時控除型支出税と等価であり、労働所得税と消費税の等価性をもたらす。

Bradford [1980] に従い、個々人は2期間生きて第1期目に労働と消費を行い、第2期目に退職し、第2期目に第1期目の貯蓄の元利合計から消費をするという2期間のライフサイクル貯蓄モデルを用いることにする。第1期目の消費を C_1 、第2期目の消費を C_2 、第1期目の労働供給量を L 、利子率を r 、賃金率を w 、利子税率を t_r 、賃金税率を t_w とすると、税引き後の手取りの利子率は $(1 - t_r) r$ 、手取りの賃金率は $(1 - t_w) w$ となり、2期間を通じたその家計の予算制約は次のようになる。

$$C_1 + C_2 / [1 + (1 - t_r)r] = (1 - t_w)wL \quad (8)$$

ここで $t_r = 0$ のとき、消費税を示し、 $t_r = t_w$ のとき、比例所得税を示す。左辺はその個人の2期間の消費の割引現在価値であり、右辺は労働所得の割引現在価値である。相続遺贈により取得した財産、相続遺贈をする財産がない場合には、消費の割引現在価値と労働所得の割引現在価値は等しくなければならない。よって、生涯タームにおいて、相続も遺贈もない場合、消費税と比例所得税は等価となる。

かかる等価性に基づき、支出税の正味収入免除型支出税は労働所得のみに対する税となるが、これは事前的な状況が事後的にも変化しないという仮定に基づいており、事後的に利子率や税率が変化した場合には合法的な租税回避を認めることになる。

(3) 混合型支出税のメカニズム

Hall=Rabuska によるフラット税は、現在の個人所得税と法人所得税を、大きな簡素化を伴った、いずれも 19% という単一の税率で課される個人税とビジネス税に代替させるというものである。個人税部分は、GDP の雇用者所得に相当し、賃金・給料・年金・退職給付を課税ベースとし、支払い側で源泉徴収課税をし、夫婦共同申告 16,500 ドル・単身者 9,500 ドル・家計の長 14,000 ドルおよび扶養家族一人当たり 4,500 ドルという大きな人的免税を伴うことにより、一本の税率でも、正味収入免除型による累進的な消費課税を達成することができる。

ビジネス税部分は、GDP の営業余剰に相当し個人賃金税の対象となるもの以外の全ての実物取引による所得を対象とするが、即時控除型によるので、収益は収入ベース、費用は支出ベースである。よって、減価償却の手続きは消失する。ただし、ビジネス税部分は実物取引のみなので、金融

第1表 支出税の3つの方法の課税ベース算定方法の比較

		A	B	C	
		即時控除型（適格勘定方式、登録勘定方式）支出税、(R+F)ベースキャッシュフロー法人税	正味収入免除型（前納方式、登録勘定方式）支出税、Rベースキャッシュフロー法人税	混合型支出税（Hall=Rabushka型フラット税）	
				ビジネス段階税（即時控除型支出税）	個人段階税（正味収入型支出税）
貯蓄・債権（貸付金）と負の貯蓄・債務（借入金）の収支	貯蓄取崩・借入収入・貸付回収の元金	加算	非加算	加算	非加算
	貯蓄繰入・借入返済・貸付支出の元金	減算	非減算	減算	非減算
利子・配当・賃貸料	受取利子・配当・賃貸料	加算	非加算	加算	非加算
	支払利子・配当・賃貸料	減算	非減算	減算	非減算
年金	支出額	減算	非減算	減算	減算
	受取額	加算	非加算	加算	加算

注 McLure = Zodrow [1996] 第1表 (p.74) を基に筆者が加算修正により作成。

取引は課税ベースの算定に関係しない。したがって、受取利息及び配当金は受取り側の課税ベースに算入されず、支払利息及び配当金は支払い側の費用として計上が認められないことにより支払い側で課税されることになる。

以上、即時控除型、正味収入免除型、混合型の支出税の課税ベース算定方法の特徴を McLure = Zodrow [1996] に従い、一覧表にまとめると、次の第1表ようになる。

上記の第1表が示すとおり、Hall=Rabushka型フラット税は、ビジネス段階で即時控除型支出税、個人段階で正味収入免除型支出税をそれぞれ適用する混合型支出税であることが分かる。

8. Fisher = Fisher [1942]・Andrews [1974] 型支出税

(1) Andrews [1974] 型支出税

1974年にWilliam D. Andrewsは、*Harvard Law Review*誌上でBoris I. Bittker [1967]が引き起こした、合衆国の既存の個人所得税の問題点と、いかにそれを是正して包括的所得税に近づけるべきかという論争において、現行個人所得税の問題点を是正するには包括的所得税よりも支出税に近

づけるべきであるという認識のもとで簡素な支出税を考案した。彼の支出税の最も大きな特徴は、現在価値の観点から、現在の支出時に課税ベースから控除することにより課税せず、将来の収益を課税ベースに算入して課税すること（Fisher [1937a, b]・Kaldor [1955] 型支出税、即時控除型支出税、古典的支出税、登録勘定式支出税）と、現在の支出時に課税ベースから控除せずに課税し、将来の収益を課税ベースに算入せずに課税すること（正味収入免除型支出税、前納方式支出税、非登録勘定方式支出税）の等価性を明らかにすることにより、消費者ローンと耐久消費財の取り扱いを簡素化したことであり、これが米国の *Blueprints for Basic Tax Reform* [1977]、米国の *Report of a Committee chaired by Professor J. E. Meade* [1978]、Hall=Rabshka の *The Flat Tax* [1985] において展開される混合型支出税への道を開いた。

① 消費者ローン

Fisher [1937a, b]・Kaldor [1955] 型支出税の課税ベース算定方式に従うと、借入金収入額と貸付金回収額は全て課税ベースに算入し、貸付金支出額と借入金返済額は全て課税ベースから控除しなければならない。しかし、Andrews は、消費者ローンが一般に少額、かつ短期間であるという理由で、借入時に課税ベース不算入、返済時に課税ベース非控除というふうにより、課税ベースの計算に全く関係させない結果として、借入時に、その借入金の金額だけ課税ベースを膨らませないので課税されず、返済時に、その元利返済額だけ課税ベースから控除されないので、返済期間にわたり、借入金に対する税額を分納することにより、簡素化と合わせて自動的な課税の繰延べと課税ベースの平均化効果を主張した。

例えば、ある納税者について、第1期の通常の所得が R_1 、第2期の通常の所得が R_2 で、第1期に L を借入れ、第2期に利子率 r と合わせて $(1+r)L$ を返済すると仮定する。事業・投資ローンの場合と消費者ローンの場合の第1期、第2期および合計の課税ベースを比較すると、第2表のようになる。

消費者ローンをこのように将来の返済期間に返済額の控除否認により課税することは、消費者ローンを一種の将来消費、つまり、投資もしくは貯蓄と位置付けることに他ならない。投資もしくは

第2表 ローンの借入時算入と返済時算入の課税ベースの比較

	事業・投資ローン及び Fisher [1937a, b]・Kaldor [1955] 型支出税の場合の消費者ローン (借入時算入)	Andrews [1974] 型支出税の場合の消費者ローン (返済時に算入、つまり、課税ベースから控除しない)
	課税ベース	課税ベース
第1期	$R_1 + L$	$R_1 + 0$
第2期	$R_2 - (1+r)L$	$R_2 - 0$
合計	$R_1 + R_2 + L - (1+r)L = R_1 + R_2$	$R_1 + R_2$

(注) 筆者が作成。

は貯蓄ならば、投資収益もしくは貯蓄収益が課税ベースに算入されねばならない。それに相当するのが支払利子の控除否認である。投資収益もしくは貯蓄収益を課税ベースに算入することと、支払利子を課税ベースから控除しないことは同じだからである。

② 一定の耐久消費財

Fisher [1937a, b]・Kaldor [1955] 型支出税によると、耐久消費財の購入支出額を課税ベースから控除し、その帰属貸付価値を年々の課税ベースに算入することを要するが、Andrews は、使用目的の耐久消費財のうち自動車等の使用期間が短期的なものについて、その投資額を無視し、すべて消費とみなす。つまり、資産価値が変化せず、利子率も税率も変化しないと想定される短期間において、その耐久消費財の購入価格を将来の使用期間の帰属貸付価値の現在価値とみなし得るので、その購入価格を課税ベースから控除せず、帰属貸付価値の課税ベース算入も行わない。したがって、その耐久消費財の購入年度には課税ベースが膨らむが、使用期間にわたり帰属貸付価値が課税ベースに算入されないことにより、使用期間における帰属貸付価値に対する税を購入年度に前払いすることにより、帰属貸付価値の計算と算入を省略し簡素化を高めた。

③ 利子率・税率一定の短期間

Andrews は、このような簡素化の適用対象について、現在価値が変化しない、短期間でなければ合理的根拠を与えることができないとしている。すなわち、利子率一定、税率不変の期間である。しかしながら、現実的には、住宅ローンと居住用住宅の購入は長期間にわたるので、適用対象から外れるかもしれない。

(2) Fisher = Fisher [1942] 型支出税

I. Fisher は弟の H. W. Fisher との 1942 年の共著の中で、Ogden L. Mills 元財務長官の指摘により、自ら Fisher [1937a, b] 型支出税を一部修正し、Andrews [1974] 型支出税に類似した支出税を提案した。

① 耐久消費財と住宅ローン

Fisher = Fisher [1942] の *Constructive Income Taxation* によれば、Fisher [1937a, b]・Kaldor [1955] 型支出税において購入時に課税ベースから控除していた耐久消費財について、購入時に課税ベースから控除するのではなく、その現在価格に課税することにより、その耐久消費財の将来消費に事前課税することになり、その結果、その耐久消費財の使用費用差異の算定もその課税ベースへの算入も不要となる。そして、住宅のような耐久消費財は、通常、住宅ローンにより購入されるので、そのローンの返済額をローン取引ではなく購入価格の賦払い金として取扱うことにより、ローン収入の課税ベースへの加算と返済額の課税ベースからの控除を省略し得るといふ。

② J. B. Shoven = J. Whally [2005] による指摘

J. B. Shoven = J. Whally [2005] は、次のとおり、Fisher = Fisher [1942] が Andrews [1974] と同じであることを指摘している。

第3表 Fisher [1937a, b] と Fisher=Fisher [1942] の納税申告書の比較

1937年の納税申告書のフォーム		1942年の納税申告書のフォーム	
貨幣所得 (Mw)	1. 給料、賃金、報酬、手数料からの貨幣	A 労働	1. 給料、賃金、報酬、手数料から受け取る正味の資金
貨幣所得 (Mr - Md)	2. 配当からの貨幣	B 投資、その他	3. 受取り配当金
	3. 賃貸料・ロイヤルティからの貨幣		4. 受取り賃貸料、ロイヤルティの受取り額
	4. 個人企業・専門的職業、パートナー・シップ、企業連合、共同出資からの貨幣から、その年中に投入された貨幣を差し引いたもの		2. 個人企業、パートナー・シップ、企業組合、企業連合から受け取る正味の資金
	5. 借入れた貨幣から、貸付けた貨幣または融資に支出した貨幣を差し引いたもの		6. (他者への貸付金の元本に関して) その課税年度中になされた全ての貸付額を差し引いた後の、かかる貸付金の受取り返済額 (正または負)
			7. (他者からの借入金の元本に関して) その返済額を差し引いた後の借入額 (正または負) <u>(注) しかし、他者へのこれらの返済額が住宅ローンその他の消費財のローンの返済からなる場合、その返済額が費消額として取り扱われるかもしれない)</u>
	6. 受取利子からの貨幣から、支払利子の貨幣を差し引いたもの		5. 支払利子を差し引いた後の受取利子 (正または負)
	7. 証券その他の資産の売却からの貨幣から、(その年になされた全ての投資を含め) 購入のために支払った貨幣を差し引いたもの		8. 投資の売却から受け取る全ての資金から、投資の購入に支払われた全ての資金と当該取引に付随する全ての仲介手数料その他の費用を差し引いたもの (正または負)
	8. 贈与、思いがけない贈り物、遺贈からの貨幣		9. ウィンド・フォール、贈与、思いがけない贈り物、保険金、遺贈等により受け取った資金
貨幣所得の合計	9. ネットの総貨幣所得 (1-8の合計)		10. その他全ての厳選から受取った資金
資金から得られたもの (m) (= Mcr - Mdb)	10. 年初の手元資金	C 資金残高	11. 「投資、その他」からの賞味資金収入の総額 (2-10の合計)
	11. 年末の手元資金		12. 年度初の手元資金
			13. 年度末の手元資金

	12. 資金から引出された正味の貨幣 (10-11) (正または負)		14. 資金残高からの正味資金収入 (12-13) (正または負)
使用—費用差異 ($c = ch + cf + ca$)	13. 住宅の使用から受け取った計算上の価値 ($h'hC_h$) から、その住宅に費やされた貨幣 (M_h) を差し引いたもの (c_h)		
	14. 家財の使用から受け取った計算上の価値 ($f'fC_f$) から、その家財に費やされた貨幣 (M_f) を差し引いたもの (c_f)		
	15. 自動車の使用から受け取った計算上の価値 ($a'aC_a$) から、その自動車の費やされた貨幣 (M_a) を差し引いたもの (c_a)		
	16. 近似的な使用—費用差異 (13-15 の合計) (正または負)		
概略 ($M_s + c = M_w + M_r - M_d + m + c$)	17. 貨幣所得 (9 の再掲)	集計	15. (A) 労働からの正味資金収入 (1 の再記入)
	18. 資金からの追加 (12 の再掲)		16. (B) 「投資、その他」からの正味資金収入 (11 を再記入)
	19. 使用—費用差異 (16 の再掲)		17. (C) 資金残高からの賞味の引出し額 (14 を再記入)
	20. 正味の所得総額 (17-19 の合計)		18. 全ての源泉からの正味資金収入総額 (15-17 の合計)
控除額	21. 寄付金額	(支出の) 控除額	24. その納税者によってなされた贈与及び寄付金 (法定限度内)
	22. 納付税額		19. その課税年度中になされた全ての租税の納付額
	23. 生命保険料		20. 事業遂行上の保険料及び全ての生命保険料の納付額
	24. 法律で認められたその他全ての控除額		21. 医療、看護、手術、歯科治療の費用 (法定限度内)
			22. 葬式及び出産費用 (法定限度内)
			23. 罰金、科料、ペナルティ、損害賠償金
			25. 納税者・扶養親族の最低免税額
			26. 法律で認められるその他全ての控除額

	25. 総控除額 (21-24 の合計)		27. 控除額総計 (19-26 の合計)
	26. 課税所得 (ライン 20 からライン 25 を差し引いたもの)	最終結果	28. 課税費消額 (ライン 18 からライン 27 を差し引いた差額)

出所 Fisher [1937a, b]、Fisher=Fisher [1942] をもとに筆者が作成。

「彼 (Fisher) は (住宅を含む) 耐久消費財の投資の性質を理解し、我々が今日において前納方式として知っているものを説明した。すなわち、資本的資産に課税するのに、少なくとも異時点間の中立性において等しい2つの等価な方法が存在することを理解していた。人々は、資本の購入を費用化もしくは控除することが認められ、その投資からの収益に課税されるか、当初の購入が税引き後の金額でなされ、その収益を課税されずに分配され得ることを要する。後者の方法は前納方式として知られるようになり、耐久消費財と所有者占有住宅に適用する」⁴⁾。

これは、1937年に支出税の即時控除方式を考案し、支出税を実行可能ならしめた I. Fisher が、1942年の *Constructive Income Taxation* において、Andrews が1974年に示した即時控除方式と収益免除方式の等価性をすでに認識しており、上記①が示すとおり、納税申告書のフォームに反映していたことを示す。

③ Ogden L. Mills による示唆であるとの Fisher 自身の指摘

I. Fisher は、1942年の共著の中で、Andrews と同じ正味収入免除型 (前納方式、非登録勘定方式) 支出税の導入が、Ogden L. Mills 元財務長官の1941年の指摘によるものであることを述べている。Mills は、1921年に、Thomas S. Adams の主張に基づき、費消税 (spendings tax) 法案を提出した本人であり、Adams は世界で初めて付加価値税を主張したイェール大学の教員であった。

(3) 納税申告書の比較

次に、Fisher=Fisher [1942] がどれほど Andrews [1974] に類似しているかを示すために、Fisher [1937a, b] と Fisher=Fisher [1942] の納税申告書のフォームを比較してみよう。その結果は、第3表のとおりとなる。下線部で示した箇所が両者の異なる部分である。

(4) Fisher [1937a, b]・Kaldor [1955] 型支出税と Fisher=Fisher [1942]・Andrews [1974] 型支出税の比較

ここまでの検討により、Fisher=Fisher [1942] 型支出税と Andrews [1974] 型支出税がきわめて類似しており、即時控除型支出税である Fisher [1937a, b]・Kaldor [1955] 型支出税と、混合型支出税である Fisher=Fisher [1942]・Andrews [1974] 型支出税の違いが判明した。最後に、これらを第4表にまとめて比較してみよう。

第4表 即時控除型支出税である Fisher [1937a, b]・Kaldor 型支出税と混合型支出税である Fisher= Fisher [1942]・Andrews [1974] 型支出税の比較

		即時控除型支出税としての Fisher [1937a, b]・Kaldor [1955] 型支出税	混合型支出税としての Fisher = Fisher [1942]・Andrews [1974] 型支出税
消費者ローン	借入時	課税ベース算入 (ΣMr)	課税ベース不算入 (借入時不課税)
	返済時	課税ベース減算 (ΣMd)	課税ベース非減算 (返済時課税)
耐久消費財	取得時	課税ベース減算	課税ベース非減算 (取得時課税)
	使用時	課税ベースに使用費用差異 c を加算	課税ベース不算入 (使用時課税)

(注) 筆者が作成。

9. おわりに

Hall = Rabushka 型支出税に代表される混合型支出税は、合衆国における直接税改革論議の中心である。一見すると、それは資本所得を軽減した所得税と同じであるが、実は直接消費税である。なぜ近年、合衆国において所得税に類似した一般消費税が論議されるのかということ、合衆国の連邦税としていまだに一般消費税が導入されておらず、政府の財政基盤の強化が広く求められていることにも起因すると思われる。そういう意味で 1989 年にすでに一般消費税を導入しているわが国とは事情が異なるといえよう。しかしながら、我が国でも財界から法人税の実効税率の引き下げや資本市場から資本所得の軽減が求められている今日、最先端の支出税のメカニズムや実施面の問題をさらに詳細に検討することも重要であろう。

近年、スウェーデン等において、個人所得税を労働所得税と資本所得税の 2 つに分類し、別々の税率表で課税する二元的所得税が提案され議論されている。労働所得税は、賃金・給料や事業所得の業務報酬部分で構成される労働所得のうち免税額を超える部分に比例税率または累進税率を適用して課税する。資本所得税は、現在の利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得の資産収益部分の他、労働所得に該当しないもので構成され、資本の供給を妨げないという中立性の観点から、できる限り資本所得に軽減する税である。後述するように、相続も贈与もない場合、労働所得のみに対する一本の税率による税は消費税と等価である。資本所得にできる限り軽減し、可能ならば課税しないのが望ましいという考えは、包括的所得税における貯蓄の二重課税に対する伝統的な批判である。

最近の我が国の税制改革論議においても、税制の簡素化のために、我が国の将来の税制をこの二元的所得税の方向に向かうべきであるとする論調があるが、それには金融所得への軽減に示されるように、資本所得や法人所得を軽減する意図があると思われる。かつては利子所得、配当所得および不動産所得は資産所得と呼ばれ、不労所得で勤労所得よりも担税力が大きく、低税率の家族間で

名義分散し高税率の適用を容易に免れることが可能であるという、いわば合法的な租税回避を防ぐ公平性の観点から、資産所得の合算課税制度なるものがあつた。やがて1980年代の累進課税の弊害の見直し、累進税率のフラット化、消費税率の導入による累進税率の経過等の動きの中で廃止された。

このような所得を労働所得と資本所得に二区分し、別々の論理で課税し、資本所得にはできる限り軽課するという考えのきっかけは、Hall=Rabushka型支出税により与えられたと筆者は推測する。これは労働所得には、労働所得と消費税の等価性原理による正味収入免除型支出税を19%の税率で適用し、法人も含めそれ以外の所得はビジネス税というカテゴリーでキャッシュフローによる即時控除型支出税を19%の税率で適用する直接消費税のことであり、すなわち、二元的所得税とは実質的に直接消費税のことなのである。

【注】

- 1) 「正味収入免除税」(yield-exemption tax) という用語は McLure = Zodrow [1996] において用いられていた。筆者が yield を「正味収入」と訳したのは、Fisher の 1937 年の 2 本の論文において、彼が自分の課税ベースの概念を「貯蓄控除所得」ととらえ、1942 年の著書で、それを「正味資金収入」(net cash yield) または「正味収入」(net yield) と表現していたので、意味をくみ、筆者も以後、yield「正味収入」、yield tax を「正味収入税」と訳すことにした。
- 2) これは、N. Kaldor が著書の中で指摘していたことであり、それによれば、J. S. Mill は 1861 年 6 月 18 日の所得税および財産税に関する特別委員会の席上で論じている。Kaldor, N., *An Expenditure Tax*, George Allen & Unwin Ltd., London, 1955, p.26 (邦訳 17 頁)。
- 3) *Ibid.*, p.53 (邦訳 49 頁)。Hobbes, T., *Leviathan*, 1651 (水田洋訳『リヴァイアサン (二)』岩波書店、昭和 59 年、287-288 頁)。
- 4) Shoven, J. B. and J. Whally, "Irving Fisher's Spendings (Consumption) Tax in Retrospect," in R. W. Diamond and J. Geanakoplos eds., *Celebrating Irving Fisher: The Legacy of a Great Economist*, Blackwell Publishing Ltd., 2005, p.220.

参考文献

- [1] Andrews, W. D., "A Consumption-type or Cash Flow Personal Income Tax," *Harvard Law Review*, Vol.87, No.6, 1974, pp.1113-1188.
- [2] Andrews, W. D., "Fairness and the Personal Income Tax: A Reply to Professor Warren," *Harvard Law Review*, Vol.88, No.5, 1975, pp.947-958.
- [3] Auerbach, A. J., "Tax Reform in the Twenty-first Century," in J. W. Diamond and G. R. Zodrow eds., *Fundamental Tax Reform: Issues, Choice, and Implications*, The MIT Press, Cambridge, Massachusetts, London, 2008, pp.27-59.

- [4] Bittker, B. L., "A 'Comprehensive Income Tax Base' as a Goal of Income Tax Reform," *Harvard Law Review*, Vol.80, No.5, March 1967, pp.925-985.
- [5] Bradford, D. F., "The Case for a Personal Consumption Tax," in J. A. Pechman ed., *What Should Be Taxed: Income or Expenditure?* The Brookings Institution, Washington, D. C., 1980, pp.75-113.
- [6] Bradford, D. F. and the U. S. Treasury Tax Policy Staff, *Blueprints for Basic Tax Reform* (Second Edition, Revised), Tax Analysts, Arlington, Virginia, 1984 (First Edition published 1977).
- [7] Fisher, I., "Income in Theory and Income Taxation in Practice," *Econometrica*, Vol.5, No.1, January 1937a, pp.1-55.
- [8] Fisher, I., "A Practical Schedule for an Income Tax: How Income May Best Be Defined for Income Tax Purposes," *The Tax Magazine*, Vol.15, No.7, July 1937b, pp.379-390, 438.
- [9] Fisher, I. and H. W. Fisher, *Constructive Income Taxation: A Proposal for Reform*, Harper and Brothers Publishers, New York and London, 1942.
- [10] Haig, R. M., "The Concept of Income—Economic and Legal Aspects," in R. M. Haig ed., *The Federal Income Tax*, Columbia University Press, New York, 1921, pp.1-14.
- [11] Hall, R. E. and A. Rabushka, "The Flat Tax: A Simple, Progressive Consumption Tax," in M. J. Boskin ed., *Frontiers of Tax Reform*, Hoover Institution Press, Stanford University, Stanford, California, 1985, pp.27-53.
- [12] Hobbes, T., *Leviathan*, 1651 (水田洋訳『リヴァイアサン (二)』岩波書店、昭和59年、287-288頁).
- [13] Kaldor, N., *An Expenditure Tax*, Allen and Unwin, London, 1955 (時子山常三郎監訳『総合消費税』東洋経済新報社、1963年).
- [14] Kelly, P. L., "Is an Expenditure Tax Feasible?" *National Tax Journal*, Vol. XX III, No. 3, September 1970, pp.237-253.
- [15] McLure, C. E., Jr. and G. R. Zodrow, "A Hybrid Approach to the Direct Taxation of Consumption," in M. J. Boskin ed., *Frontiers of Tax Reform*, Hoover Institution Press, Stanford University, Stanford, California, 1996, pp.70-90.
- [16] Schanz, G. v., "Der Einkommensbegriff und die Einkommensteuergesetz," *Finanzarchiv*, Vol. 13, No. 1, 1896, pp.1-30.
- [17] Shoven, J. B. and J. Whally, "Irving Fisher's Spendings (Consumption) Tax in Retrospect," in R. W. Diamond and J. Geanakoplos eds., *Celebrating Irving Fisher: The Legacy of a Great Economist*, Blackwell Publishing Ltd., USA, UK, 2005, pp.215-235.
- [18] Simons, H. C., *Personal Income Taxation: The Definition of Income as a Problem of Fiscal Policy*, University of Chicago Press, Chicago & London, pp.41-58.
- [19] The Institute for Fiscal Studies, *The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee Chaired by Professor J. E. Meade*, George Allen & Unwin, London, Boston, Sydney, 1978.
- [20] Warren, A. C., Jr., "Fairness and a Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax," *Harvard Law Review*, Vol.88, No.5, 1975, pp.931-946.
- [21] Weisbach, D. A., "Ironing Out the Flat Tax," *Stanford Law Review*, Vol.52, February 2000, pp.599-664.
- [22] 臼井邦彦「キャッシュフロー法人税の課税ベース」垂細重大学経済学会『経済学紀要』第24巻第2/3号、2000年、41-58頁。
- [23] 宮島洋『租税論の展開と日本の税制』日本評論社、1986年。